

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族



地域包括支援センター

総合相談

地域住民、関係機関、団体等

介護保険事業所

保健センター
・
在宅介護支援センター

医療機関
・
歯科
・
薬局

民生委員等

その他協力機関

1 地域包括支援センターへ相談

認知症初期集中支援チーム

情報収集・検討

訪問

チーム員会議 (初回訪問後)

(チーム員及び必要に応じて対象者情報に詳しい人)
支援方針の検討
・訪問支援対象者とするかどうか ・支援内容等

初期集中支援の実施

- ・医療機関への受診勧奨、鑑別診断への誘導
- ・状態像に合わせた介護サービス利用の勧奨
- ・生活環境の改善について 等
- ・チーム員会議の開催(適宜)
- ・必要に応じて関係機関と同行訪問

チーム員会議において支援終了を決定
関係者連携、引き継ぎ

モニタリング

・終了から2か月後に状況確認

2 チーム員による訪問

3 チーム員会議

4 初期集中支援の実施

※概ね最長6カ月

5 初期集中支援の終了
関係者連携
引き継ぎ

モニタリング

初期集中支援の対象外の場合

総合相談事業や関係者(在宅介護支援センター等)へ引き継ぐ

連携

関係機関等

- ・認知症疾患医療センター
- ・認知症サポート医
- ・かかりつけ医
- ・医療機関
- ・ケアマネジャー
- ・介護事業者
- ・保健師
- ・行政職員
- ...等

